

平成30年 第2回

武蔵野市教育委員会定例会

平成30年2月7日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

平成30年第2回武蔵野市教育委員会定例会

○平成30年2月7日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	宮 崎 活 志	教育長職務代理者	渡 邊 一 衛
委 員	山 口 彭 子	委 員	山 本 ふみこ
委 員	小 出 正 彦		

○事務局出席者

教 育 部 長	竹 内 道 則	教育企画課長	大 杉 洋
教育企画課 教育調整 担当課長	渡 邊 克 利	指 導 課 長	秋 山 美栄子
統括指導主事	木 下 雅 雄	教育支援課長	牛 込 秀 明
生涯学習 スポーツ課長	長谷川 雅 一	生涯学習 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館担当課長	栗 原 一 浩
生涯学習 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館副参事	小 山 佳 幸	図 書 館 長	養 田 重 忠

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び平成30年度武蔵野市教育委員会の基本方針について

議案第3号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則

4. 協議事項
(1) 武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針の改定について
5. 報告事項

- (1) 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正について
- (2) 子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト(案)について
- (3) 武蔵野市ロードレース2018(市内駅伝競走大会・市民健康マラソン大会)の実施について
- (4) 武蔵野市立武蔵野陸上競技場 開場時間の一部変更について
- (5) 武蔵野市生涯学習施策(武蔵野ふるさと歴史館)に関するアンケート調査結果について
- (6) 第2回武蔵野市子ども図書館文芸賞について

6. その他

◎開会の辞

○宮崎教育長 ただいまから平成30年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、私のほうから渡邊委員、小出委員、そして私、宮崎、以上3名を指名させていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申し込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎教育長 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。

◎事務局報告

○宮崎教育長 これより、議事に入ります。

それでは、事務局報告です。

竹内教育部長から、お願いいたします。

○竹内教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、ご報告させていただきます。

初めに、教育委員会にかかわることについてご報告いたします。

このたび、吉祥寺東急REIホテルの1階、エントランス脇、井ノ頭通り沿いの井の頭線ガード下付近に、図書館資料返却用ポストを新設いたしました。同ホテルより、地域貢献の一環ということで申し出をいただき、公共施設以外に初めてのブックポスト設置となりました。教育委員会としましても、吉祥寺駅南口を利用する市民、図書館利用者の利便性向上につながることから設置を進め、2月1日から運用を開始しております。

次に、市内の学校の状況についてご報告いたします。

2月になり、1年間のまとめの時期となり、多くの行事などが行われます。1月に行われた市教育研究奨励校の研究発表会について、まずご報告します。

1月12日、金曜日には、第三中学校で122名が参加し、研究テーマ、「主体的に学ぶ

生徒の育成～ＩＣＴ機器の活用について～」。１月１９日、金曜日には、第五小学校で１８７名が参加し、研究テーマ、「これからの社会を生き抜く五小バランス～総合的な学習の時間・生活、道徳、体育について」。１月２５日、木曜日には、第二小学校で１９８名が参加し、研究テーマ、「相手を思いやり、自ら進んで実践する子どもの育成～道徳教育について～」、それぞれの学校において授業公開と２年間の研究発表を行いました。どの学校も主体的に取り組む児童・生徒の姿を見ることができ、研究成果を実感できる研究発表会となりました。委員の皆様も、ご参加いただき、ありがとうございました。

市立小・中学校の書き初め展が、１月２７日、土曜日から３日間、市民文化会館で開催されました。全小・中学校で児童・生徒が取り組んだ作品のうち、小学校１・２年生の硬筆書写が２５０点、小学校３年生から中学校３年生の毛筆書写が７５０点、展示されました。３日間で３,５８５人の来場者の方に鑑賞していただきました。

また、同じく市民文化会館で、市立小・中学校美術展が２月２日、金曜日から５日、月曜日までの４日間、開催されました。全小・中学校の児童・生徒が、図画工作と美術の時間に完成した作品とともに、本市と友好都市交流をしている富山県南砺市利賀村及び長野県安曇野市豊科の小・中学校の児童・生徒の作品が特別展示されました。４日間で２,９３９人の来場者の方に鑑賞していただきました。

なお、特別支援学級紹介作品展を１月３０日、火曜から２月８日、木曜日の間、市役所１階ロビーで開催しております。

東京都主催の発表会では、小学生児童科学展が１月１２日から４日間、日本科学未来館で開催され、本市から「太陽光と虫眼鏡で何が燃える」について調べた第二小の児童の作品を出品いたしました。

また、２月１３日から１８日までの６日間、東京都美術館で開催される東京都公立学校美術展覧会には、本市も含めた都内小・中学校、中等教育学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の図工・美術の平面・立体作品、技術・家庭の作品が出品されます。

２月４日、日曜日には、都内、区市町ごとの中学２年生による第９回中学生「東京駅伝」大会が味の素スタジアムで開催されました。本市代表チームは、男子が２６位、女子が２０位、総合２０位と健闘し、タイムは男子、２時間２８分５９秒、女子、１時間５７分１５秒、これは過去最高を１分１６秒、更新しております。総合４時間２６分１４秒と、男女ともに立派な成果を上げることができました。

最後に、１月３０日に開催した今年度第２回の開かれた学校づくり協議会・代表者会に

ついてご報告いたします。委員の皆様も、ご出席いただきありがとうございました。今回は、小中一貫教育検討委員会の検討状況の報告をテーマに、市内小・中学校各校の開かれた学校づくり協議会の代表者及び委員の46名の皆様と意見交換を行いました。参加者の皆様から、「小学校を卒業し、中学校に入学することで、心機一転して学校生活を送ることができるよさがある。」「小中一貫教育にした場合には、小学校と中学校の間の大きな節目がなくなる分、小さな節目を意図的につくっていくなどの工夫が必要であるとする。」「全ての小学校区を小中一貫校にするためには、最初の学校と最後の学校の間に20年程度のタイムラグができる。」「その差が学力等の差にならないよう工夫をしていく必要がある。」などのご意見等を伺いました。参加者の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今後、小中一貫教育の検討を進めてまいります。

以上で、学校の状況についての報告を終わります。

事務局報告は以上でございます。

○宮崎教育長 教育部長の報告は終わりました。

ただいまの報告に、ご質問やご意見、ご感想なども結構でございますが、ありましたらお願いいたします。

渡邊委員。

○渡邊委員 初めに、図書館の返却用ポストで、東急R E Iさんが協力していただくということになったいきさつについてお聞きしたい。向こうから直接話があったのか、こちらから働きかけて、結果的にそうなったのか。その辺の状況がわかると、またほかのところにも展開できるのかなと思います。

○宮崎教育長 これまでの経緯ですね。

それでは、図書館長。

○養田図書館長 昨年の夏過ぎぐらいかと思いますが、生活経済課を通して話がありました。東急R E Iホテルが、このたびリニューアル工事をするに当たって、エントランスやロビー等を全部改装したんですね。そのときに、地域貢献の一環として、図書館のブックポストを設置したらどうだろうかということで、東急R E Iホテルと直接、かなり何度も交渉を重ねまして、かなり日数がかかってしまったんですが、最終的に設置という形になりました。

○渡邊委員 ありがとうございます。いい方向で協力いただいて、よかったと思います。

○宮崎教育長 そうですね。ありがたいですね。

○渡邊委員 ありがとうございました。

○宮崎教育長 かなり駅に近いポストになりますね。

教育部長。

○竹内教育部長 この件については、特に使用料の負担も、こちら側で生じません。集配については委託をしているんですが、従来の集配委託関係の金額の範囲の中で、新設ポストについても対応できることから、それほどこちら側の負荷は生じず、メリットが大きいということで進めることができました。

○宮崎教育長 大変ありがたい話ですね。ありがとうございました。

ほかにございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び平成30年度武蔵野市教育委員会の基本方針について

○宮崎教育長 次に、議案に入ります。

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び平成30年度武蔵野市教育委員会の基本方針についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育企画課長からお願いします。

○大杉教育企画課長 それでは、ただいまより議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び平成30年度武蔵野市教育委員会の基本方針についてを、ご説明を申し上げます。

配付をさせていただきました資料が3つほどございます。1枚目が教育目標の議案、2つ目のホッチキスどめをしたものが、平成30年度の基本方針の案でございます。教育目標につきましては、従前と変更はございません。

基本方針については、これは修正をした後整形したものでございます。皆様のご審議に当たりましては、その3つ目の基本方針の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、下線が引かれるところが、平成29年度と異なる修正、加筆訂正を行ったところでございます。

その中で、さらに、例えば1枚めくっていただきまして、3ページ目のところ、右下

のところ、網がかかっているところがございます。これにつきましては前回、1月の定例会でご協議いただいた際に、いただきましたご意見によって修正を加えた該当箇所でございます。本日は、この修正を行いました該当箇所につきまして、各担当の課長からご説明を申し上げます。

それでは、指導課長からお願いいたします。

○宮崎教育長 順次お願いします。

○秋山指導課長 それでは、まず3ページ目、下のほうですね。「理数教育の充実」についてです。

6行目からの部分、前回は「習熟度別指導の効果的な実施により、」としていたところですが、山本教育委員より、わかりにくいというご指摘をいただきましたので、「児童・生徒の実態に応じて様々な工夫をし、効果的に習熟度別指導を実施することにより、」と修正をいたしました。

○牛込教育支援課長 続きまして、4ページ、教育支援課からです。

4ページの丸の2つ目、「特別支援教育の充実」の項目です。下線が引いてある2番目の下線の部分、「特別支援教育推進委員会を開催し、」というところです。前回は「実施し、」という表現にしておりましたが、もちろん、「開催し、」のほうが適切な表現ということで、「開催し、」ということに修正をしております。

続きまして、丸の3番目、「特別支援教育における多様な学びの場の整備」につきまして、網かけ部分、前回は個別支援教室を未設置の2校に設置するという表現にしておりましたが、こちらもわかりにくいということで、「個別支援教室を第四小学校と桜野小学校に新設して全小学校で実施する」という表現に修正をいたしました。

○秋山指導課長 続きまして、5ページの「生活指導の充実」のところでございます。

1行目、「子どもたちの人格のよりよい発達と楽しい学校づくり」というところが並列になっているのはどうか。また、「未然防止型の生活指導」という言い方はどうかということでご指摘をいただきました。「未然防止型」については、文部科学省から出されている資料に合わせ、「未然防止の観点重視した生活指導」といたしました。

また、1行目については、「子どもたちの人格のよりよい発達を支える楽しく充実した学校づくりに向け、」と修正をいたしました。

○牛込教育支援課長 教育支援課から、6ページです。

6ページの網かけ部分、「また、教員が、経済的な貧困をはじめ、心身の状態、家庭

環境など子どもの生活状況に気づくためのチェックリストの活用を進めます。」ということで、前は貧困など生活状況という表現にしておりましたが、もう少し広いイメージのものにしたほうが適切ということで、「経済的な貧困をはじめ、心身の状態、家庭環境など」という表現に修正をしました。

○秋山指導課長 次に、9ページ、「学校の多忙化解消に向けた取組の推進」の終わりのほうですので、10ページ目になります。

10ページ、4行目ですね。「連合行事」というところがございますが、こちら指導課主催の連合行事であることを明確にしたほうがよいということでしたので、「指導課主催の」という言葉を追加いたしました。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 続きまして、11ページをお願いいたします。

基本方針6の1つ目の丸、「多様に学ぶ機会の拡充」のところですね。中段、「子どもたちが、考える楽しさ、創る喜びを体験する場として、小中学生や家族を対象とした学習機会を充実します。」という部分です。これ、「充実させます。」という使役の表現にいたしておりましたけれども、全体の表現と合っていないというご指摘を受けましたので、この修正を取り消しております。

続いて、12ページをお願いいたします。一番下の丸です。

「スポーツ活動振興の方策」の部分です。こちらも同様です。「充実させます。」としていたところを、ご指摘を受けまして「充実します。」という表現に、元に戻しております。

○養田図書館長 それでは、13ページをお願い申し上げます。

基本方針7、「生涯学習の基盤となる施設の整備・充実」でございますが、その一番冒頭のところが、当初、「図書館をはじめとした」という表現であったものを、図書館以外にも生涯学習施設としては、歴史館、市民会館等、さまざまあるということで、「図書館等の」ということで、もう少しフラットな表現に改めました。

その次の2つ目の白丸、「図書館の活用と課題解決の支援」のところでございますけれども、こちら当初の表現の何を指すのかということを明確にするために、語順や表現を見直しをしまして、この網掛けがかかっているところなんですけれども、3行目、「市民による図書館の一層の活用を促し、」、そして最終的には読書の楽しさ、豊かさを伝えるということで、このように字句の削除、修正等を行いました。

その次の白丸、「子どもたちの読書活動の充実」ですが、こちらに関しまして、2番

目の字句の追加のところで、前回のときには武蔵野市子ども読書活動推進計画との一体化を検討しますという表現だったんですが、必ずしも一体化ではなく、一体化が一番究極なのですが、それ以外にも方法があるんじゃないかということで、この「読書活動推進計画については、一体化を含め次期図書館基本計画との関連性を検討します。」ということで、多少表現を緩めたような形になっております。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 14ページの「文化財の保護・普及」のところの網かけの部分でございますけれども、平成17年以降、発行されていなかった、つまりそれを中断にすべきではないかというご意見等をいただきまして、検討させていただきました結果、「平成17年度以降の未発刊となっている」というような表現に改めさせていただきました。

○宮崎教育長 「未刊行」ですね。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 「未刊行」に改めさせていただきました。

○大杉教育企画課長 以上でございます。

○宮崎教育長 各課長、館長からの説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ご意見をいただいて、そういう修正を行ったところですね。

いかがでしょうか。

前回ご意見を言っていた趣旨は、大体これで通っていますか。

よろしいでしょうか。

（「はい、結構です」の声あり）

○宮崎教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第2号について、採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎教育長 では、異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び平成30年度武蔵野市教育委員会の基本方針について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宮崎教育長 異議なしということですので、それでは本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第 3 号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則

○宮崎教育長 次に、議案第 3 号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。生涯学習スポーツ課長。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 では、ただいま議題となりました議案第 3 号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

このたびの改正は、武蔵野プレイスのワーキングデスクの利用受付期間について、利用者の利便性の向上を図るために所要の改正を行うものでございます。

議案をお願いします。

改正点は、1 点でございます。

ワーキングデスクの利用受付時間は、左の改正前の表にありますとおり、9 時40分からの区分を除いて、それぞれの利用時間帯区分の15分前からとなっております。

なお、時間帯区分につきましては、別表第 2、備考 2 に定められております。区分は 1 日に 3 区分でございます。1 回目が午前 9 時40分から午後 1 時40分まで、2 回目が10分あけて、午後 1 時50分から 5 時50分まで、そして最後の 3 回目が午後 6 時から10時までとなっております。従来、この 2 回目と 3 回目の時間帯につきまして、15分前から利用の申し込みを予約機等で行っていただいておりますけれども、利用者がその以前から予約機前にお待ちになりまして、列をつくられているような状況でございます。また、申し込み開始から15分間のみでは、利用希望者全員が手続を終えられないことも多く、ご不便をおかけしているような状況でございます。このため、利用受付時間を従来の15分前から、議案の右側、改正後に記載のとおり、60分前を開始としまして、ゆとりを持って利用者の方々に手続をしていただくことで、利便性の向上を図るために本改正を行うものでございます。

付則は、この規則の施行期日を公布の日とするものでございます。

2 枚目の資料につきましては、現状の別表第 1 にお示ししてあるものでございます。

説明は以上です。

ご審議をお願いいたします。

○宮崎教育長 生涯学習スポーツ課長の説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。 山本委員、どうぞ。

○山本委員 私は、この状況をよく知っていて、自分も並んだことがあるんですけども、60分前から受け付けを開始するということだと、間に合わない方は出ないかもしれないんですけども、また60分前というところに並んだりすることは考えられないんですかね。何かあそこって本当に並ぶんですよ。まあ、やってみないとわからないかな。

○宮崎教育長 さらに負担が大きくなると、そういう心配がないかということですね。生涯学習スポーツ課長、いかがでしょう。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 ご質問いただきました。

実は何回か試行で60分前からというのをやっております、どれぐらいの時間が適切かというのを、ある程度実験をしております。60分前をやったところ、おおむね、それ以上、前から並ぶ方もいらっしゃらず、適正に流れていくことがこの実験の中でわかりましたので、この試行に基づいて60分という時間を設定いたしました。土日に関しましてはご指摘のとおり、やや厳しいところもございますけれども、さらに、というのは考えにくいところもありますので、60分というのが適切ではないかと、この実験の中で見つけたところがございます。

○山本委員 やっぱり伺ってみてよかったです。ありがとうございます。

○宮崎教育長 試行した結果であるということですね。

○山本委員 はい。

○宮崎教育長 ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○宮崎教育長 それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎教育長 異議なしのお声がございますので、それでは本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎協議事項

○宮崎教育長 続きまして、協議事項に入ります。

協議事項1、武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針の改定についてと、報告事項5、武蔵野市生涯学習施策（武蔵野ふるさと歴史館）に関するアンケート調査結果についてについては、アンケート調査結果を参考にして基本方針の改定案を作成しており、密接に関連しておりますので一括して議題といたします。

武蔵野ふるさと歴史館に関するアンケート調査の結果についての報告を受けた後、武蔵野ふるさと歴史館管理運営基本方針の改定についての協議に入りたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、武蔵野ふるさと歴史館担当課長から、説明をお願いいたします。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 それでは、まず概要版のアンケートを使ってご説明をさせていただきます。

別途にアンケート報告書をお配りさせていただいたものがあるんですが、アンケート結果は、別にこちらのほうが詳しいものがございますけれども、とりあえず概要版のほうを使わせていただいて、ご説明させていただきます。

まず、このアンケート自体の目的といたしましては、今説明をさせていただきましたように、管理運営基本方針を改定していくに当たりまして、広く市民の意見を取り入れていきたいという目的になっております。そのため、昨年10月に無作為抽出の市民2,000人を対象にアンケートを行いました。郵送によるアンケートでございます。回収率が、約27%の回収ということで、その結果を、ここにご報告させていただいています。この回答した方の属性というのは、一番左のページに書いてございますので、これはご覧いただければと考えております。

それでは、右ページから簡単にご説明をさせていただきます。

歴史館の利用率というのは、やはり7%ぐらいですけれども、歴史館自体は40%以上の人が知っていると。歴史館の認知は、少しずつ上がってきていると認識しております。

また、利用された方は、常設展示や企画展示など、展示を主に利用されているということもわかります。

そして、その下のグラフになりますけれども、多くの方がご家族と来館されているということが、データとしてわかります。

では、裏面をお願い申し上げます。

今度は武蔵野市に関するもので、歴史館の役割をどのように考えているかということでございますけれども、やはり認知の高いものは文化財ということになってまいります。さまざまな歴史館の事業をやっていますが、中でも大変重要なものを文化財として捉えているということがわかります。

それから、②では重要な活動の中でも、やはり文化財や民具等は非常に重要ではないかということで、改めて文化財の保護が、歴史館の一つの使命であるということもわかります。公文書等、その他、重要なこともいろいろ、この中で順番をつけて回答しておりますので、それも取り入れていくという形でまいりたいと思います。

実際に見学したい、実際に利用してみたいということになりますと、やはりそれも市の歴史ということが中心になってまいります。または自然であるとか、中島飛行機がありました関係上、戦争に関するものを実際に行ってみたいと。そして、さらには最後で、子どもたちに対してはどうかというと、90%以上が子どもたちに歴史館が役割を果たしていくべきと、回答されているということがわかります。

最後の点になりますけれども、文化のさまざまなイメージと申しましょうか、そういったものを武蔵野市としてお伺いしているわけですが、この点もやはり文化財ということも多くの方が重く見ているということがわかります。武蔵野市のシンボルとして、つまりある意味、お宝みたいなものはないかという問いでございましたけれども、武蔵野市の歴史的な町並みであるとか、さらには人物であるとか、そういったものを大切にしていっていただろうかということでございます。

さらには、武蔵野ふるさと歴史館について、情報をどこから得ているのか、どうしたらいいだろうということで、広報的な活動についても伺ってみましたけれども、やはり第1に市の広報というものが大切であると、さらにはガイドブックや、ホームページなどを利用してはどうかということになっております。

そして、最後に武蔵野ふるさと歴史館としては、やはり企画展というのも大変重要であるということで、武蔵野市の歴史などを中心とした企画展などをきちんと行っていくように、またさまざまな細かいご意見も個別にいただきました。

この結果というのは、無作為抽出の一般的な市民の歴史館に対する認知であるとか、求めることということで、管理運営基本方針を組み立てていく、一つの重要なこととして取り上げておりますが、その一方で、またさまざまな館内アンケートでございまして

か、専門家によるアドバイスであるとか、そういったものもあわせた形で、管理運営基本方針を組み立てている次第でございます。

以上でございます。

続けてしまってよろしいですか。

○宮崎教育長 続けて、お願いします。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 それでは、管理運営基本方針の改定版がありますが、今日は概要版でご説明させていただきます。武蔵野ふるさと歴史館の管理運営基本方針の改定について【概要版】をご覧くださいと思います。

今回、改定しなければならない主な理由というのは、主に3つございまして、実際にこれ3月でこの前方針が終わりになりますので、4月からは新しい改定したものでスタートしなければならないという現実的な問題もございます。

2番といたしましては、前の方針というものは開館前に考えられたものでございますので、実際に館を運営してみるとどうだったんだろうかということを反映いたしました。

そして、3番目は学芸員や、公文書専門員のようなスペシャリストが完全に配備されましたので、こうしたさまざまな専門員の意見を反映して、新たにそれを改定していこうということでございます。

また、この基本理念といたしましては、もちろん多くの人に門戸を開くという、開かれた施設であるということが第一義的ではございますが、それだけではなく、市の拠点と申しましょうか、こういった調査研究などをする拠点でありたいという強い願いを込めて、これはつくられております。

また、この期間は、対象期間は5年としております。前回の方針は3年でありましたが、今回からは5年という形で組み立てさせていただければというふうに考えております。

さらに、運営にあたっての基本的事項として、少し変更になった部分についてご説明させていただきたいと思っておりますけれども、広報というのは、新たにきちんと項目として設けまして、②の国際化の推進ですね、オリンピック・パラリンピックなどに合わせた歴史館を多言語化できないだろうかということでございます。

③ですけれども、特に三駅圏からいらしていただくということを強く認識しております。特にアンケートをとりまして、やはり正直申しますと、吉祥寺地区からの認識が少し弱いのではないかということ、境地区のほうが認知度が高いことが、クロス集計等

の結果わかりましたので、やはりここをもう少しきちんと、3 駅均等にやっていければいいかなと考えております。

また、人材育成・社会貢献ということを新たに設けまして、職場体験だけでなく、フェローシップという特別の研修生制度というか、研究員制度というものを改めて設けること、博物館の実習の受け入れなど、専門的な部分についてもきちんと取り組んでいこうというふうになっております。

また、その後の実際の事業の実施方針でございますけれども、今までは民俗学であるとか歴史学であるとか、そういった項目別に分かれていたんですけれども、それを今回きちんと整理いたしまして、(1) の収集、(2) の保管、それを展示・公開していくと、こういった形で組み立て直すことによって、ダブっている部分の整理を行っております。

そして、(4) では、やはり先ほどのアンケートでもございましたが、子どもたちを中心とした教育・普及活動が大変大事なのではないかということで、(4) には教育・普及活動ということを行ってまいります。①のところで、市民のための教育・普及活動、そしてさらには②のところで博学連携というふうに書いてありますけれども、さまざまな学校、それは小・中学校にとどまらず、さらにさまざまな学校とも連携を図っていこうということでございます。また、地域連携の重要性というものも、あわせて重要であるというふうに考えております。

また、(5) の調査研究でございますけれども、2 年間にわたって行いましたアメリカ国立公文書館における中島飛行機資料の収集など、こういった研究をきちんとしておこうということも、今後強く打ち出していきたいと考えております。

また、次の2 番の文化財の保護普及でございますけれども、前回の基本方針の1 段落に簡単にまとめましたけれども、この文化財の保護についても、①の指定をするということを含め、きちんと段落をとって、さまざまなことをわかりやすく整理していく、より専門的につくった形になっております。

3 番の公文書館機能につきましても、評価・選別、そして主管課との協議、そして移管し、廃棄したりする、こういったさまざまなプロセスが書いてございますけれども、こういった形で公文書専門員というのを配置したことによりまして、より充実しました公文書に関する流れと申しましょうか、こちらの機能というものを明確化したと考えていただければと存じております。

それでは、（４）その他のところで、（２）に映像資料の収集・保管というのがありますけれども、例えば武蔵野プレイスで持っている資料でありますとか、広報課で持っている資料でありますとか、さらには音声資料なども民俗学では一緒にございますので、こうしたものを単一館で行うのではなく、他館との連携をもってきちんと映像資料を、今後はきちんとやっていきたいということも、組み立てとして入れさせていただいております。

そして、ここもやはり大変肝心であると思っっているんですけれども、内部評価と外部評価というものをきちんと行っていこうと。内部は、実際に自分たちの立てた目標がきちんとできているか。さらに外部評価といたしましては、現在は文化財保護委員会議というのがありますけれども、それだけではなくて、運営委員会制度のような新しい組織を立ち上げまして、自分たちのやっている事業が、それでよいのだろうかということもきちんとしていきたいと考えております。

そして、参考となっておりますけれども、歴史館のこうした評価に関しましては、定量的な、例えば１日１００人を目標に来館者をめざすという、そういう量だけではなくて、やはり質の目標、定性的と申しましょうか、実際にはもっとクオリティーというか、質のほうにもこだわっていき、ただの数字目標だけではないという、そういった両面から評価をしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○宮崎教育長 ふるさと歴史館担当課長の説明は終わりました。

ただいまの説明に、ご質問や、ご意見がありましたらお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 日ごろから、ふるさと歴史館の展示の充実などには、本当に感銘を受けていて、このアンケートを見てみますと、活動内容を知らないなんていう方もあることがわかって心から残念です。一度来館すると、また行きたくなる場所だと思います。それから、市民性を高めていくということを大切に考えることになって、子どもたちにそれを望んでいるわけですが、そのためにも大人がもう少し、ふるさと歴史館のような場所を大切にして、時折、足を運ぶというようなことは、とても明確な市民性を高める活動につながるんだろうと認識しています。

それで、今、館長が言われたんですけれども、確かに本当にばらつきがあつて、武蔵野市の西のほうの方たちは、来館してない方がまだあるんですね。折に触れてふるさと

歴史館の話をすると、行ったことがない、とにかく西のほうに行くことが余りないんだというようなことを言われて、それはいかにも惜しいので、もちろん宣伝もするんですけども、何かの機会に皆さんで出かける機会をつくっていただくように、お勧めしたいと考えています。

それから、運営にあたっての基本的事項のところ、今、国際化を推進するというお話をなさいました。そのことは、とてもおもしろいなと感じています。オリンピック・パラリンピック東京大会の折に、海外のお客様をお迎えするにふさわしい私たちでありたいという中に、自分たちの地域のことをちゃんと理解して、人に説明できるぐらいの存在になるという目標が、私はあると考えているんです。何となく自分たちの住んでいる地域のことを知らない、歴史を知らない、外からのお客様に説明もできないということでは残念だと思うからですが、ふるさと歴史館の国際化、言語のことについて、きっといろいろなアイデアがおありなのでしょう。ここにとっても可能性を感じるので、この国際化の中身についてもう少し説明していただけますか。イメージでもいいです。

○宮崎教育長 よろしいですか。

では、ふるさと歴史館担当課長、どうぞ。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 国際化に関しましては、もちろん英語ということもありますけれども、実際には中国語であるとか韓国の言葉ものも必要になってくると思います。例えば4カ国語に翻訳できるようなアプリみたいなものが少しずつ開発されています。それほど高い料金でなく、展示を見ながら同時に4カ国語ぐらいで展示、例えば15カ所とかを、それを4カ国語で見られるみたいなアプリが開発されつつありますので、こういったものを導入する。展示を4カ国語でつくるのは、さすがにちょっと難しいので、持って歩いていただいて、同時にそれを自分のできる言葉で見ていただくみたいなことを、今構想として考えていて、それに向けて整備ができないかなと考えています。もちろんその多言語のパンフレットをつくることは基本的にやと思いますけれども。

○宮崎教育長 そういう腹案もあるようですけれども、いかがですか、山本委員。

○山本委員 そのことが、市内の中学生の言語の勉強につながるといういいなとも思っていて、自分たちの国のことを勉強している、英語で少し説明できるようなことにつながっていくといいなと考えています。

感想で済みません。

○宮崎教育長 外国の方だけではなくて、中学生などの利用者にもそういうことが、よい影響を与えるということですね。

私も、去年ですかね、韓国の忠州市に、ちょっと短い期間でしたけれども、行かせていただいたときに、博物館、歴史館を3カ所ぐらい回ったんです。自分が好きなものですから、いろいろかなり聞いたんですけども、やっぱり表示がハングルだけのところがあるんです。そういうところはやっぱり通訳の方を介して説明を受けるんですけども、英語があわせて表記されている館は大変わかりやすくなって、随分理解を助けてくれるところがありましたね。そういう意味で、外国の方のご理解を支えてあげると、サポートするということと、そしてそういう子どもたちにとって、自分の言葉で、例えば英語で自分の地域の歴史を語れるようになるというのは、大変素晴らしいことですよ。そういったいろいろ効果は大きいということでしょうか。

ほかにご質問、ご意見ありませんでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私も、歴史館大好きです。2ページ目の今の山本委員ご発言に関して、博学連携事業について、市内小学校3年生を対象とした社会科单元ということが書いてあって、下のほうの目標もそれだけなんですけれども、実は1校、行ってない学校があって、そこは4年生で行くということを伺ったんです。ここの表現はもっと広くして、市内小学校を対象とした社会科单元などと、いうふうに入れておくと、もっと幅広く目標をつくれるのではないかな。まずは3年生の社会科見学が中心なのではと思うのですが、それだけじゃなくて、もっといろいろな場面で使えるよということを入れられる余地を残すといいと感じました。

報告書を見てわかったのですが、40歳代、50歳代になると歴史館を知っているという方もふえてくる。小学校で行っているから、子どもさんから、こういうところへ行ってきたとか、あるいは多分、学校でそういうところへ行きますからという話しをしているんだと思うので、それで増えてくる。

それから、もう一つの山が70歳代以上で、もう1回、見に行きたいとか、そういう方は今のところ多い。20歳代、30歳代、この辺はだんだん小学生が大きくなってくると、増えてくると期待しているところです。

そして、先ほど山本委員がおっしゃったように、東部地区、それから中部地区にいかんPRしていくか、頑張っていただきたいと思っております。私たちも尽力しなければ

ならないのですが、よろしくお願ひしたいなと思っております。

○山本委員 ロコミでも頑張ります。

○渡邊委員 教育委員としてもね。

○宮崎教育長 これについて、課長のほうからは何かありますか。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 それでは、まず小学校3年生は、今年は全校初めてそろいますので、そういう意味では、ご指摘いただいた「3年生を初めとして」みたいな形にして、もう少し含みを持たせた表現のほうがいいということは、十分認識いたしましたので、少し修正等も考えたいと思います。とりあえず3年生は今年で初めてそろうということになりました。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○宮崎教育長 そして、世代別の回答に対するご感想がありましたね。何かありますか。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 実は、この無作為抽出のアンケートの場合、ご高齢の方が割とご回答いただいていることもあるんですけども、実際に来館者アンケートをとると、正直余り交通の便がよくないというのもあって、40代、50代の方のほうが実は多かったですね。そのアンケートが、実際に来ていただいている方と、無作為抽出によるアンケートでは多少の差がございます。確かに20代、30代は正直なかなか難しいと思いますので、20代、30代に向けて今後何ができるのかというのは、小学校、中学校、大学とも連携を多くして市内の大学だけでなく、さまざまな大学、協議会などに来館していただき、そういった若い方が引き続き歴史館にいらしていただけるのではないかなと、当面の目標はそんな感じでやっております。

○宮崎教育長 お近くの縁もあって、亜細亜大学の学生さんもおいでになっているんですね。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 そうですね。亜細亜大学からも、幾つかの講座でいらしていただいています。

○宮崎教育長 ありがたいですね。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 獣医生命科学大学の方もいらしていただいていますし、近隣の大学は使っていただいていますし、聖徳学園からもいらしていただいていますし……

○宮崎教育長 ほかに獣医生命科学大学とか、それから聖徳学園からも来ていただいているということですね。非常に幅広くなっていくように、いろいろ工夫するということ

でしょうかね。

渡邊委員。

○渡邊委員 もう1点、武蔵野市民科についても触れておくと思います。この5年間にはできる予定なので。

○宮崎教育長 今、教育の内容については検討中です。そんな中でも、活用したらどうかということでしょうか。

○渡邊委員 はい。

○宮崎教育長 ほかにご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、この協議事項1につきましては、委員からご指摘いただきましたご意見に沿った修正を行い、管理運営基本方針として改定していきたいと思います。

このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎教育長 また、報告事項5、武蔵野市生涯学習施策（武蔵野ふるさと歴史館）に関するアンケート調査結果についてですが、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

◎報告事項

○宮崎教育長 続きまして、報告事項1、武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正についてです。

それでは、教育支援課長から説明をお願いします。

○牛込教育支援課長 では、報告事項1、武蔵野市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について、教育支援課から説明をいたします。

資料の（概要）をご覧ください。

今現在、就学援助については、小学校で450名、中学校で250名、合計約700名の児童・生徒が就学援助費の受給をしている状況です。

この年収などの基準で、対象となっていながら申請をしていない方も、まだいらっしやると見込まれるため、今回、認定要件の簡略化などを行うことにより、わかりやすい周知をして、申請数の向上を図っていくということを目的として改正をするものです。

改正点については、大きく2点ございます。

1 点目が認定要件の簡略化ということで、これまで要件が10あったものを、市民税や国民年金保険料の減免、また国民健康保険税の減免などの要件を廃止して、これらの要件は年間収入額の基準でも認定できることから、これらの要件を廃止して、要件を5つに簡略化をいたしました。

もう1点が、改正点の2、収入基準額における持ち家、賃貸住宅の区分の廃止ということで、これまで持ち家と賃貸住宅で収入基準額が異なっておりましたが、これを統一化することにより、不公平感の解消、また賃貸住宅については、これまで契約書の写しの添付をしていただいておりますけれども、こちらを不要とすることによって、より申請がしやすくするという改定でございます。

こちらの改正を踏まえまして、また新しいご案内のチラシをつくりまして、4月、各校を通じて全児童・生徒に周知をするということで、やっていきたいと考えております。

具体的には、ページをめくっていただいて、要綱の新旧対照表がございます。こちらの第4条につきましては、先ほど申し上げた改正点の1、認定の要件の簡略化ということで、認定要件の廃止についてを定めたものです。

ページをめくっていただいて、第5条において先ほど申し上げた改正点の2点目、賃貸住宅と持ち家の区分について、こちらの第5条をもって改正をしております。

また、第6条については、この第4条、第5条を踏まえて文言の修正となっております。

これらの改正に加えて、別表、様式についても一部改正をしております。

まず、別添1と別添2をご覧ください。

別添1は改正前です。別添2について、別添2が改正後です。こちらについては具体的には、例えば校外活動費の項目で、実際、校外活動費の中で就学援助費として支給している項目、交通費だとか見学科などの文言を実態に合わせて追記をしております。

続きまして、別添3と別添4をご覧ください。

別添3については、これは改正前の現在の申請書でございます。今回の改正を踏まえて、別添4の申請書にしました。要件を簡略化したことを踏まえて、申請書については表記を簡略化しております。

あとは別添5と別添6です。別添5が現行の申請書、通学費の申請書になります。こちらでも現在はバスの回数券などが既になくなっておりますので、こちらの表記を簡略化して、別添6のとおりにしております。

最後、今現在、これらの改正を踏まえたチラシを作成しております。こちらも従来、細かい、字なども小さかったんですけども、メリハリをつけた形の修正をしております。

裏面には、よくある質問ということで載せております。

こちらのチラシについては、4月に各学校で全児童・生徒を通じて保護者に配布をするということで予定をしております。

説明については以上でございます。

○宮崎教育長 教育支援課長の説明が終わりました。

ただいまの教育支援課長の説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
小出委員。

○小出委員 これを学校から生徒に配りますと、3割ぐらい落ちると思うんですよ。届かないということが起きると思うんです。ただどうやって配っていいかわからないんですけども、落ちるということがあることは確実なので、何かうまくできないかなと思うんですが、難しいですね。

○宮崎教育長 よろしいですか。教育支援課長。

○牛込教育支援課長 チラシについては、基本は児童・生徒を通して配るということになりますけれども、さらにそれに加えて、例えば市報ですとかホームページ、また今、子ども政策課のほうで「すくすくナビ」というスマートフォンでも情報がとれるものができていますので、そちらに載せたり、あるいは個別に子ども家庭支援センターですとか、生活福祉課のほうから個別に声かけをしていただくといったさまざまな方法をとっていきたいと思っております。

○小出委員 申し込み用紙も、やはり子どもを通して家庭に配布ですね。

○牛込教育支援課長 そうですね。申請書も、セットで配布しております。

○小出委員 それをクラスで把握していますというのが、できればいい。何かそういうものがありますかね。

○宮崎教育長 学級担任が把握するみたいなことですか。

○小出委員 そうですね。

○宮崎教育長 そういう周知状況を担任なり誰かが把握するという方策を、立てることができるかということでしょうか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 申請をいただいて、認定がされれば、給食費については学校長の口座に直接振り込むという形になっております。それは申請の段階で、申請者の方に同意をいただいている、学校にお知らせすることについては同意をいただいているので、申請を受けていて、認定した方については学校長にはお知らせをしているという状況にはありません。

○山口委員 違うでしょう。申請書がいつているかどうか。

○牛込教育支援課長 いつているか。

○宮崎教育長 申請したかどうかじゃなくて、申請書がいつたかどうか。

○牛込教育支援課長 いつたかどうか。申請が確実に届いているかどうかという確認をとるすべは、そうですね、今、現状としてはないですね。

○宮崎教育長 今のところないんですね。

小出委員、いかがですか。現状はそういうことですね。

○小出委員 現状は難しいと思います。そこまで把握して周知されるのも大変難しいと思いますけれども、ただ生徒配布はやっぱり届かないということがあるということを確認しておけばいいでしょう。

○宮崎教育長 例えばこういうチラシの一番上に、重要なお知らせですとか、入っているだけでちょっと違って来るんですよ。子どももそれを見て持っていきますのでね。ですから、例えば何かそういう工夫なんかあるでしょうかね。

教育支援課長、どうぞ。

○牛込教育支援課長 ご指摘のように、そういった工夫をすることとか、今回、小学校に入学する入学説明会が2月に行われるんですけれども、そちらのほうで新1年生の保護者については、この就学援助についてお知らせするチラシを、直接配布します。

○小出委員 今まではなかったんですか。

○牛込教育支援課長 今までは。今回、初めてやります。

○宮崎教育長 では、そういう工夫をしてみて、また様子を見るということではいかがでしょうか。

○小出委員 そうですね。

○宮崎教育長 ありがとうございます。

山本委員。

○山本委員 この「就学援助費の受付を開始します」のフライヤーはとてもいいなと思い

ました。1つ、その対象世帯について聞いていただきたいんですけども、①の「年間収入額が基準以下である」というところなんです。例えば私のようにずっとフリーランスで仕事をしている者は、年収にばらつきがあるんですね。それで、目標年収みたいなものを立てて仕事をしているつもりでも、それが実現しなかったりということがあるんです。こういうときに、たまたま前年度、年間収入額が基準以下であるみたいなニュアンスが、たまたまなんて書けないと思いますけれども、前年度、年間収入額がというような書き方をしていただくといいかな。やっぱりいろんな働き方をしている人がいて、特に自分の世帯が対象になるか迷う場合は、ともかく①で申請をすすめているので、結構①が目立つことになるので、そういう感じかなと思いつつ、これを見ていました。

○宮崎教育長 そうした答えの配慮というのはございますか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 対象世帯の年間収入額が基準以下であるということですね。そうですね、実際に認定の対象となるのが、この表の下に米印にありますとおり、前年の平成29年1月から12月と世帯全員の合計で判定しますという、前年の年収が基準となるので、もう少しわかりやすいような表現を考えていきたいと思っています。

○宮崎教育長 よく読んでいただくと、わかる形ではあるんですけどね。

○渡邊委員 一言、前年度って書いていただけるとよいと思います。

○山本委員 前年度って書くだけで。 いろんな働き方をしている人がいるので、一言で随分、感じが変わるということはあると思うんですよ。

○宮崎教育長 それでは、山口委員、どうぞ。

○山口委員 まず一番最初の改正点の1の3番なんですが、一部要件の廃止により、否認となる世帯はいない見込みで、これ今まで否というのを見たこともありますけれども、認定が否と出た。これはどういうことなのかなと。つまり、年間収入額でも、これはこれ以下であれば全員になるのかなということが1つです。

2つ目は、別添2、改正後の別表ですが、ここの最後の部分は、全部「委員会が定める額」、「委員会が必要と認めるもの」、「委員会が認めるもの」と3種類あるんですけども、この3種類、大体わかるんですが、例えばもう定額でやるものと、それから幾つかの中のこれは必要だというもの、あるいはもう決まっているもので認めるんだという、そのあたりちょっと詳しく教えていただきたいなと思いました。

それから、3点目ですが、同じ表の一番下、卒業記念品費のところですが、ここに

「卒業記念品及び卒業アルバムの購入費」と書いてありますが、学校によっては卒業アルバムと卒業文集が別冊になっているときがあるんですね。合本になっている学校もありますけれども、だから卒業アルバムできっと両方を指していと思うんですけれども、いわゆる卒業アルバム等というとなんまで入れるのかわからない。文集も含めているんだと思うんです、多分。そのあたり明確にしておいたほうがいいのかなと思いました。

それから、「卒業記念品及び卒業アルバム」って書いてありますが、卒業記念品は自費で買うのではなくて、PTAからのお祝いとして出てきますよね。そうすると、PTA会費は納めている。でも、そこまではみないんじゃないのかなと思うので、卒業記念品って何を指すのか、あるいは学校ごとに違いがあるのかどうか、そのあたりがちょっと気になったところです。

それから、このチラシの案ですが、「受付を開始します」の対象世帯の3番、生活保護を受給している、または平成30年度中に停止・廃止を受けたとありますが、これはもうこの時点で停止や廃止がわかっているのか。この4月で、もう生活保護というのはわかっているのかどうか教えていただきたいと思います。

以上です。

○宮崎教育長 幾つかありました。よろしいですか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 まず1点目ですね。要件、要件の簡略化のところ、(3)の一部要件の廃止により、否認定となる世帯はいない見込みということで、こちらは今回廃止する要件、市民税、固定資産税、個人事業税の減免、国民健康保険料の減免などの要件、これらの要件については、右の世帯の年間収入額が基準以下ということで、網羅されています。こちらの要件に該当するのであれば、年間収入額は基準以下ということですので、これを廃止することによって、今後は認められないという世帯はないという意味です。

○宮崎教育長 再質問は一括して。まずお答えをしてしましましょう。

どうぞ、2点目ですね。

○牛込教育支援課長 次の別表の1、2ですね。委員会が必要と認める額、必要と認めるものがあつたということですね。これについては、例えば学用品のみ認める、「定める額」という表現にしてありますので、学用品などについては、もう定額で決まっている額なんですね。なので「額」という、定額という「額」という表現をしていて、その

ほかは実費ということなので、「必要と認めるもの」という表現にしているのが違いますね。

あとは卒業記念品の項目で、卒業記念品及び卒業アルバムの購入費ということで、当然、一体となっているということであれば、卒業の文集についても対象となるということです。

あとはチラシの部分ですね。対象世帯の③ですね。生活保護を受給している。また、平成30年度中に停止・廃止を受けたということで、これは基本的には4月に配布をして、5月31日までに申請をいただくものですが、申請日以降も随時申請を受け付けるものであることから、年度途中で生活保護が停止・廃止された場合についても対象となるということで、このような表記をしております。

○宮崎教育長 先ほどの中で、卒業記念品について、PTA会費に含まれている場合があるということで、ここでの卒業記念品とは何でしょうかということですね。いかがですか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 卒業記念品の中で、PTA会費で認められているものが対象となるかと。PTA会費で出している。そちらについては、PTA会費のほうでつけているというものです。

○山口委員 PTA会費を出すってこと。

○牛込教育支援課長 PTA会費で……

○宮崎教育長 PTA会費は、この対象になってないわけですね。

○山口委員 なってない。

○宮崎教育長 なっていないですよ。

○山口委員 なってないんじゃないのかなと。そういう場合、卒業記念品って何でしょう。

○宮崎教育長 そうすると、PTAで会費として卒業記念品分を含めて上乗せされて集められるときに、その記念品に当たる部分を支給するということですか。

○牛込教育支援課長 この記念品に卒業アルバム、卒業記念品については就学援助の対象となるということです。

○宮崎教育長 では、山口委員、どうぞ。

○山口委員 その項目だけ。まず、その卒業記念品というのが、例えば自分でお金を出して卒業記念品とするのならば、そこで就学援助の対象になるのでしょうかけれども、現

実にはPTA会費から、その年度の卒業生に対して、例えば1,200円とか1,000円とか、その額を委員会で決めて出しているんですね。だから、お祝いとしてもらうけれども、もともとはPTA会費を納めている会員だから出るわけですね。でも、そのところはみないと思うんです。

○宮崎教育長 でも、記念品が入ってくると。

○山口委員 でも、ここに卒業記念品ってあるのは何だろうかというのが1つです。

それから、もう1つ、先ほどお答えの中に、合本になっているなら出ますとおっしゃったけれども、合本になっているなら心配しないんです。合本じゃないのがあるから、文集代も見らなんでしょう。それだったら、それがわかるようにしたほうがいいかなというの、私の意見だったんです。

○宮崎教育長 それが卒業アルバム「など」と入れたらどうかということですね。

○山口委員 となると、今度は「など」がどの辺まで広がるかがちょっと。

○宮崎教育長 一応、文集が想定されるわけですね。

○山口委員 卒業アルバム・文集とか。

○宮崎教育長 教育支援課長、どうぞ。

○牛込教育支援課長 そうですね。従来、卒業記念品については、別添1のとおり卒業記念品について「受給資格者が負担した金額のうち、委員会が認める額」ということで定めていたのですが、今回、別添2で卒業記念品及び卒業アルバムということで、現在、この就学援助費から出しているのが、この卒業記念品及び卒業アルバムということで、今回、卒業アルバムについて出していることを明確化したというものです。

○宮崎教育長 山本委員、どうぞ。これについてですね。

○山本委員 PTA会費だけでは、卒業記念品が足りないんですね、費用が。それで、別に集めることがほとんどなので、多分そのことを言っているんじゃないかなと思ったんです。例えば子どもたちがつけるコサージュとか、いろんなものが入っていて、雑費としてそれを集めると、もしかしたら学校によっては、卒業を祝う会をご飯を食べるぐらいの規模にすると、その費用を集めたりする学校もあります。それはどのくらいまで認めるかということを見る必要があるんですけども、記念品は大抵足りないので集金します。

○山口委員 記念品代を集金するの。

○山本委員 記念品にもよりますよね。

○山口委員 例えば辞書なら辞書を買う。記念品を贈る。

○山本委員 はい。でも、それがP T Aの予算の中で足りないと、少し集金するということがあるんですよね。

○宮崎教育長 小出委員、どうぞ。

○小出委員 今、基本的にはそれはないと思います。

○山口委員 ないよね。

○小出委員 大体1,500円前後が充てられているんですよ。コサージュ代と、余った分で記念品を買ってくださいとしているはずですよ。今集めているのは、その後の懇親会ですよ。

○山本委員 でもね、現実には足りないことが……

○小出委員 多分ね、集めてないです。

○山口委員 お祝い品は集めてない。

○小出委員 集めてないです。

○山口委員 ただ、卒業アルバムと文集については、子どもに指導し、作文を書かせたり、あるいは写真を撮ったりするのは学校の教員の仕事なんですけど、業者を選定して集金して支払うのは保護者の仕事なんですね。だから、その部分のお金だと思うんですね、だから、それは記念品じゃなくて、卒業アルバム・文集の関係だと思うんです。だから、卒業記念品って何なのかなと。

○小出委員 最近は、でも……

○山本委員 そう。学校によるものではないかと思います。後で説明します。

○宮崎教育長 このことにつきましては、実態を精査した上で適切な文言を採用するということによろしいですか。

よろしいですか。

ただ、目標としては、そうした負担が過重なものにならないように支援してあげることですよね。それをうまく実態に合わせて書いていくということによろしいですか。

では、そのように教育支援課長のほうで、精査をお願いします。

本件以外のことでお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 初めの改正点2のところ、賃貸と持ち家の差が今まであったのですが、上

乗せですよね。その上限額、上乗せはどっちに合わせる形ですか。上乗せのほうを下に下げているのか、共通にするということはどっちかわかるわけですから、その辺の状況を教えてください。

○宮崎教育長 これについては、いかがですか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長 現在、今の制度では賃貸住宅について上限額を緩くしているという状況ですので、持ち家についても、現在の賃貸住宅の基準に合わせた形でやるということです。対象者についてはその分増えると見込んでいます。

○宮崎教育長 渡邊委員、いかがですか。

○渡邊委員 ということは、広げる方向ということですね。

○宮崎教育長 よろしいですか。

○渡邊委員 それから、先ほど山口委員から出た別表です。3種類あってすごく気になって、この際だからやっぱり統一したほうがいい。もとのが、必要と認めるのが入っていたり、入ってなかったりするのがあるのですが、要するにこれ必要と認めるというのを入れても全然問題ないような気がするんですね。それから、「もの」というよりも「額」のほうが明確かなというふうに感じるんです。もとの条文のほうでは、以下の額を支給するとあるので、それに合わせた言葉遣いにしといたほうがいいと感じました。あえて「もの」とした理由がよくわからない。

○山口委員 それは額じゃなくて、いろんなものがある中のこれについて出しますよというんだから、やっぱり「もの」なのかなと思っているんです。

○渡邊委員 ああ、そういうことなのですね。

○山口委員 例えば学用品とかは定額ですよね。それから、医療費なんかは、その医療費を払った分が、その出すのにふさわしかったら医療費の額を出しますよね。でも、その修学旅行費などの場合は、いろんなものを支出するけれども、これについては、このものについては出す、援助しますというので、私はそういうふうに読み取ったんですけれども。

○渡邊委員 金額のうちって、そのもとが金額だから、その必要な額をという意思……

○宮崎教育長 ちょっと読み方のね……

○渡邊委員 どっちなのかな。

○山口委員 前は全部「額」になっていますよね。

○渡邊委員 そう。もともとは「額」だったんだね。あえて変えた理由は……

○宮崎教育長 これについて、では教育支援課長から。お願いします。

○牛込教育支援課長 「額」と「もの」違いですね。今回、定額のものには「額」という表現にしております。そのほかのものについては、「もの」という表現をしたんですけれども、これにつきましては、この要綱の表現のルールに沿って、自治法務課とも確認をして、要綱で作成する決まりに基づいて、このような表現をしているというものです。

○宮崎教育長 ではこういう記述の仕方に沿ったものとして、これはつくられているということなんですね。そうすると、誤解を防ぐような形で何か補う必要があるかもしれませんね。

先ほどの「委員会が定める」、「必要と認める」、「認める」と幾つかあるわけですが、これは「必要と認める」でいいんじゃないかという渡邊委員のご意見ですか。

○渡邊委員 はい。

○宮崎教育長 「定める」と、「必要と認める」の二通りぐらいに整理したほうがいいのではないかということですが、これはどうでしょう。教育支援課長。

○牛込教育支援課長 「委員会が定める額」と「必要と認めるもの」ですね。今回、別添2が改正後の別表になりますけれども、こちらについて学用品については「委員会が定める額」で、その他については「委員会が必要と認めるもの」という2通りの表現……

○竹内教育部長 いや、卒業記念品と学校給食費が違う。

○宮崎教育長 卒業記念品費だけは、「委員会が認める」になっているわけですね。「必要と」というのはないわけですね。学校給食もそうですね。入れてもおかしくないのではないかというご意見ですね。

○渡邊委員 二通りの表現で、おかしくないんじゃないかなと思ったんです。

○宮崎教育長 山口先生も、そういうご趣旨ですかね。

○山口委員 いえ、私は3種類の違いがあるんだろうと。それを詳しくお話しいただきたいというだけで、3種類の意味はあると、私は読み取っているんですけれども。

○宮崎教育長 そうですね。できれば、されればいいということですね。

教育支援課長、その辺は何かありますか。

○牛込教育支援課長 そうしましたら、すみません、使い分けにつきましては精査をしまして、また次回、報告させていただきます。

○宮崎教育長 そういうご意見あったこと、ぜひ参考にしていただいてと思います。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、ただいまいただいたご意見等を参考にして、修正を試みていただけますか。そして、また改めて報告させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次に、報告事項2、子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト（案）についてです。

では、これも教育支援課長から説明をお願いします。

○牛込教育支援課長 報告事項の2、子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト（案）について、ご説明をいたします。

こちらについては、学校の現場において子どもの経済的な貧困を初め、家庭環境、また心身の状態にいち早く気づき、早期に対応するということを目的として作成したものです。

4ページで構成されておりまして、1ページ目については、このチェックリストの目的、活用方法などについて記載をしております。現在、子どもの貧困家庭と言われる家庭が、国の調査では13.9%とされていると。子どもの貧困が見えにくい状態になっていますけれども、不登校ですとか学力の低下の背景に、家庭生活の困り感があるということが言われています。

学校に入学する前については、市で乳幼児健診などを行っておりますので、市内の全ての子どもについては、必要に応じて関係機関につなぐことができるんですけれども、就学後についてはなかなかそういった機会がなく、保護者から市役所に相談がなければ、なかなか支援がしにくいという状況があります。そのような中で学校は全ての子どもが通う場所であって、子どものそうした生活状況ですとか、家庭環境の変化にも気づきやすいという場であるということが言えます。

ただ、今学校ではさまざまな課題があって、教員の多忙化を初めさまざまな課題に対応しなければならないという状況がありますが、学校をこういった貧困リスク、貧困に気づくための第一次的な発見の場ですね、プラットフォームにして、そこをきっかけに関係機関につないでいくということを目的として、このチェックリストをつくっております。学校で全ての子について一律にチェックをするというものではなくて、学校の中で特にこの子、気になるなという子がいた場合に、こういったリストを使って関係機関につなぐということを趣旨としております。

2 ページ目につきましては、このリストの活用方法について、フローチャートの形で記しています。

3 ページ目につきましては、このチェックの項目、4 項目、学校への意欲・学習の状況、また身の回りの状況、保護者と学校のかかわり、また家庭の経済面や生活面の状況についてということで、4 つの分野に分けてチェックの項目を記載しております。

4 ページ目につきましては、学校の先生に知っておいていただきたい市役所の相談窓口、また先ほど就学援助を初めとした助成制度について、一覧で記載をしております。

こちらにつきましては、案の段階なんですけれども、学校の校長先生や、また生活指導担当者、養護教諭の先生方にも意見を聞きながら、今年度中に完成を目指しています。完成後は、全教員に配布をしたいということで、特に今、若い先生も増えている状況です。ので、こうした子どものなかなか気づきにくいポイントですとか、あるいはこの就学の援助、相談窓口を周知する意味も込めて、こちらのリストをつくったものです。

説明については以上でございます。

○宮崎教育長 教育支援課長の説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

山口委員。

○山口委員 まず1つ目は、現在認定されている要保護家庭であるとか、準要保護家庭について、どの子がそうなのかということを学級担任は把握できていない状況だと思うんですね。このことについて、ご検討いただきたいと思うんです。というのは、目的の中に、学校を窓口として、「早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、」と書いてありますけれども、もうつないであるかもしれない、それがわからないんですね。それから、もし、もうそういうのを認定されて受けていても、これは準要じゃなくて要保護にしたほうがいいんじゃないかという状況も見とれるかもしれないので、今は学校にどちらかというと給食費とか援助費の申請のための名簿として事務室に來ていますけれども、それを各担任が知ることはできないのか、それを知っていれば状況の把握が早かったり、あるいは深く見とることができることもあるのかなという思いがあります。

2つ目ですが、ちょっと違和感があるのが、3 ページの4 番ですね。2つ目の四角、「子どもはスポーツクラブや学習塾などの習い事に通いたいが、経済的な理由などで難しい様子である。」。これって、ここに必要な項目でしょうか。

それから、一番下、「家族での外出や地域との交流など、校外の生活を楽しんでいる様子が伺えない。」、これはいちずに経済的な困窮のためなのかどうかという、非常に難しいところがあるかなと。

以上です。

○宮崎教育長 疑問があるということですね。

教育支援課長、お願いします。

○牛込教育支援課長 要保護と準要保護につきましては、先ほど就学援助の認定の件で、給食費の引き落としのため、その情報については学校にお送りをしているところです。それが各担任までおりているかということにつきましては、現在、正確な把握はしておらないんですけれども、またその個人情報の課題などがクリアできるのであれば、担任のほうもその情報をおろして行って、子どもの状況をより具体的に把握できるようになると思いますので、そこは検討をしていきたいと思っています。

もう1点が、こちらの4番、3ページの4番ですね、4番の項目ですね。これ、例えば「家庭での外出や地域との交流など、校外の生活を楽しんでいる様子が伺えない。」というところで、経済的な貧困についての対象というのがまず1点。経済的にある程度豊かであっても、子どものことを仕事で見る時間がないとか、そういった家庭の養育力まで見ていきたいということで、親がどれだけ子どもに時間をかけているとか、そういったところも見ていきたいということで、こちらの項目を加えているという次第です。

○宮崎教育長 そういう経済的理由だけではなく、そうした状態に保護者の対応はなっているのではないかとということも見たいのでということですかね。

山口委員、いかがでしょうか。

○山口委員 もし、そうであれば、もっとほかのところに、ほかの項目も必要かなって思われます。

○宮崎教育長 まず、そして最初の回答ですが、担任が要保護、または準要保護の扱いになっているかということが、把握されていないということですが、これについては、では少し今後検討してみたいということですよ。

私は思うんですけれども、多分そのリストが行ったときは、まず最初に思うのは、これは会計処理のための資料が通知されたんだと思うでしょうね。

○山口委員 以前はちゃんと来ていました。でも、これはもう学級担任に情報は出さないということになったと思いますよ。

○宮崎教育長　そうですか。

○山口委員　だから、事務処理のための書類として……

○宮崎教育長　事務処理のためのものでとどまるということですね。

○山口委員　はい。私は知りたいので事務室から借りてきて見て、また返すという感じでしたけれども。

○宮崎教育長　なるほど。実際には校長は見ることはできるでしょうけれども、まだ担任の先生まで、ということにはなっていないのですね。では、個人情報の保護がどの程度まで制約があるのかということ、ちょっと聞いてみるしかないですね、確認した上で、そうしたことに役立ててほしいという形で、学校にはお話しするということでしょうか。

○山口委員　だから、やり方として、そういうふうに一斉に出すのか、あるいは気づいたときに、まずその名簿を見るとか、そういう段階を踏む方法もあると思うんですね。最初から情報を出さないで、そういうのが学校に来ているというのを、教員が知っていれば、ああこの子、こんなこと気づいたんだけど、準要になっているんだろうか、要になっているんだろうか聞いてみようという意識があればいいのかなと思うんです。それは、どうすれば、このことを、チェックリストが生かせるのかという視点で検討していただきたいと思います。

○宮崎教育長　よろしいですか。

そのような方向で検討してもらいましょう。

そして、その2点目でありましたが、この実際のリストの項目の内容ですけれども、そうした経済的理由以外のものでも、何らかの望ましい養育状況が感じられないといったことを知るんだったら、もっとほかの項目が必要になってくるんじゃないかということなんですが、これについて何かありますか。

教育支援課長。

○牛込教育支援課長　確かに経済的貧困に加えて、もっと広く養育状況まで見るということですので、ここに上がっていない項目でも、効果があるとは思いますが。今回これを初めてつくった中で、学校の先生方にできるだけ活用を、まずはこれを見ていただきたい、知っていただきたいということがあるので、ある程度、絞り込んだ形、必要性の高い項目に絞り込んだ形で、出してみたいと。また、これを使っていく中で、まだほかにこんなところを見たほうがいいのか、そういったご意見などが寄せられれば、またこちら

のほうを改定版ということで、どんどん発展をさせていきたいなと考えています。

○宮崎教育長 教育部長、どうぞ。

○竹内教育部長 ちょっと補足します。

もともとの子どもの貧困自体が、あまり経済的な要素だけでなく、もう少し広く見ようということで始まっていますので、基本的な姿勢としては、あまり貧困、貧困を経済的な要素だけで限定せずに見ようということがあります。ただこれ初めて行うものですから、まずは使っていただけるということで、間口は狭く入っていますけれども、これからの改定とか検討の中で、より適切な捉え方ができるような項目があれば、そのように取り組んでいきたいと思っています。基本的には、そのように、この貧困ということについては考えております。

○宮崎教育長 実際に使ってみて、改定もまた重ねていく、それでよくなっていくということがあると思います。ただ、このA4、表1枚というのは、私は先生にとって、こんなにチェックするのみたいな感じにはならない程度かなという気はしますけれども。これはいかがですか。あまり過重負担を感じられないようにして、それでいて子どもに関する気づきが疎通されるように工夫していきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 まず今の時点ということでチェックいただくわけですが、これは継続的にふえるのか、減るのか、そういう継続性が大切です。誰々君というのが決まったら、その子がどうなっていくかというようにも使っていただけると、また有効活用ができるかと感じます。ある特定のタイミングで、それで終わりじゃなくて、その情報をつないでいくという工夫もされるといいと思います。

○宮崎教育長 学年の発達、段階が上がるにしたがって引き継がれていくことも大事かもしれませぬね、有力な情報としてね。

これはよろしいですね。

ほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 細かいことですが、身の回りの状況についてで、「給食を何度もおかわりするなど、家庭での食事が十分でない様子が」、成長期の子どもって給食をおかわりするんですよね。それで、いわゆる「おかわりするなど、」というよりも、担任が見るのは食べ方だと思うんですよね。この言葉があっていいのかなという気がしたんです。

いや、ご検討いただければ。

○宮崎教育長 教育支援課長、いかがでしょう。

○牛込教育支援課長 そうですね。特に食べ盛りの子については、当然おかわりはするかと思います。ただ、ここに込めた意味としては、過剰に食べているということ……

○山口委員 そういうことですね。いわゆるがつついて食べるみたいなね。

○牛込教育支援課長 そうですね。表現、食べ方とか、そういった要素も含めた表現を考えたいと思います。

○宮崎教育長 なるほど。

よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか、この件につきまして。

それでは、このことにつきましては、いろいろ出ましたご意見等を参考にして、実施していくということにしたいと思います。この報告事項につきましては、そういう条件のもとで了承されたものといいたします。

報告事項3、武蔵野市ロードレース2018（市内駅伝競走大会・市民健康マラソン大会）の実施についてです。

それでは、これは生涯学習スポーツ課長、お願いいたします。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 では、報告事項の3、武蔵野市ロードレース2018（市内駅伝競走大会・市民健康マラソン大会）の実施について、報告をいたします。

今回のロードレース2018、駅伝マラソン大会につきましては、頭のところにございますとおり、市制施行70周年を記念しまして、大会の愛称でございます「武蔵野市ロードレース」、これを初めて使用して行いたいというふうに考えております。

期日が1番にありますとおり3月4日の日曜日、駅伝と、それからマラソンを続けてスタートという形で考えております。会場は、例年どおりスタートが陸上競技場、ゴールが市役所。内容につきましては記載のとおりでございますけれども、駅伝については120チーム、マラソンについては230名、応募をいただきまして、昨日の段階で既に定員満員を超えていると聞いております。

主催につきましては、武蔵野市と教育委員会、主管は今回も生涯学習振興事業団と陸上競技協会にお願いしております。

五大学、警察、消防等の協力を得て、今回も行いたいと考えております。

また、駅伝の開会式のときに、今回の愛称を考えていただいた採用者の方に対して表

彰をしたいと考えております。

今回も教育長、それから教育委員の皆さんに表彰についてお願いをしたいと考えております。詳細なスケジュール等、決まりましたら正式なご依頼をさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○宮崎教育長 生涯学習スポーツ課長の説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

小出委員。

○小出委員 雨の場合は、最後の表彰式は、どこでやるんですかね。

○宮崎教育長 雨天の場合の表彰式ですね。

○小出委員 ロビーですか。

○宮崎教育長 生涯学習スポーツ課長、どうぞ。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 全部雨天だった場合につきましては、体育館で行うことを考えているんですが、通常、外で始まってしまった場合には、少し引いて雨の当たらないところ、テントを用意しますので、その中でというふうに考えております。

○宮崎教育長 これまでの例では、上の屋根があるところでやりましたね。

○山口委員 何ていうところ。

○小出委員 メインスタンド。

○山本委員 メインスタンドのほう、屋根のあるテラスみたいな……

○山口委員 座席の上のところ。

○宮崎教育長 ピロティかな。

そういったところでやるということになりますね。またはテントですね。雨の様子によるかもしれませんね。

小出委員、よろしいですか。

○小出委員 はい。雨降らないように。走るから。

○宮崎教育長 小出委員は選手の立場から。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

報告事項4、武蔵野市立武蔵野陸上競技場 開場時間の一部変更についてです。

それでは、これも生涯学習スポーツ課長から説明をお願いします。

○長谷川生涯学習スポーツ課長 では、報告事項の４、武蔵野市立武蔵野陸上競技場 開場時間の一部変更について、報告をいたします。

資料のほうをごらんください。

こちらは利用者の方からのお声が大変多くございまして、このニーズに対応しまして、４月の陸上競技場の開場時間を変更いたしたいというものでございます。

１の内容にございますとおり、平成30年の４月から従来から希望の大変多かった陸上競技場の４月の開場時間を17時までから18時までとしたいというものでございます。

２の開場時間のところに表でお示ししてありますとおり、現在４月の開場時間につきましては、９時から17時でございますが、これを１時間延ばしまして18時までといたします。

それ以外の季節につきましては、体育施設の条例上では陸上競技場の開場時間、こちらは９時から17時までとなっております。これをただし書きで、５月から８月までは19時まで延長することができとなっております。この規定に基づいて５月から８月につきましては19時まで延長しております。さらに、同条例で、指定管理者は特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、この開場時間を変更することができるとなっております。表上、９月のところを見ていただきたいんですが、ここ９時から18時までということで、これは既に手続済みでございますけれども、１時間、既に延長しているところでございます。この９月と同様に、今回、４月につきましても、まだ日があって使いたいというご要望が大変多く寄せられておりますので、これを18時までとしたいというものでございます。

本件につきましては、教育長の委任事項となっておりますので、今回、報告といたします。

報告は以上です。

○宮崎教育長 生涯学習スポーツ課長の説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

利用者の便を図るということですね。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○宮崎教育長 それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

報告事項 6、第 2 回武蔵野市子ども図書館文芸賞についてです。

これは図書館長から説明をお願いします。

○養田図書館長 それでは、私のほうから平成29年度第 2 回武蔵野市子ども図書館文芸賞について、ご報告申し上げます。

まず、応募作品総数につきましては1,027点、うち15件が応募対象外という形になっております。内訳は、こちらに記載のとおりでございます。

3の受賞者は別紙のとおりとなっておりますので、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、こちらが受賞者の一覧でございます。この創作A・B、読書感想作品A・B、この4部門について、全学年通しての金賞が1作品、小学校低学年、小学校高学年、中学生、それぞれ銀賞が3作品、また全学年通しての審査委員特別賞が1作品という形で、今回、受賞が決まっております。

もとのページにお戻りください。

受賞式につきましては、日時は今月の2月25日の日曜日、午後2時から午後4時10分まで、場所としましては中央図書館3階の視聴覚ホールで行わせていただく予定でございます。

宮崎教育長には、表彰状の授与をお願いいたします。また、山本委員には、創作A部門の審査員として小説・童話・ずい筆部門の講評等をお願いいたします。

また、教育委員の皆様には、ぜひご臨席いただきまして、子どもたちの努力や成果をごらんいただきたいと考えております。

その他としまして、受賞者についてですが、1月中に本人、そして学校のほうには連絡済みであります。そして、2月15日付の市報及び図書館ホームページにて、公表を行う予定でございます。

この件につきまして、報告は以上でございます。

○宮崎教育長 図書館長の説明が終わりました。

ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

受賞者は、2月15日号の市報でということですが、ホームページはいつからでしょう。

○養田図書館長 これに合わせて……

○宮崎教育長 合わせて、同じ時期ですね。

ということは、今日の段階ですと、日にちが1週間ぐらい早いですね。

○養田図書館長 本人と学校には……

○宮崎教育長 もうお伝えはしているということですね。

○養田図書館長 はい。

○宮崎教育長 では、これがもし、こういうことで知ったとしても、もう本人たちのほう
は先に知っているという状態ですね。

○養田図書館長 はい。

○宮崎教育長 何かご質問、ご意見ございますか。

山本委員にはまた選考をお願いしたようでございますが、何かご感想とかございます
でしょうか。

○山本委員 表彰式のお話しようと思っているんですけども……

○宮崎教育長 では、さわりだけ。

○山本委員 そうですね、何か心情が置いてきぼりになっている作品が多かったので、や
はりそれはお話しして皆さんにも、そのことが作品の土台になるということをお伝えし
たいと思っていること。あと、創作にはやはり妄想が必要ですが、妄想を整理し
ないまま作品とすると、ただの妄想になってしまうので、そこを本当に深めていくこと
が大切という、2点が特に私はことし印象に残っています。このことって、この作品だ
けではなくて、今の学校の教育のいろんな部分に当てはまるのではないかなという気も
しています。

あとは続く。

○宮崎教育長 はい、お楽しみで。

今、山本委員からご感想をちょっと伺ったところですが、そうした創作者としての心
と、そして表現の問題、このあり方といったものを、ぜひこの際、ご指導いただければ
と思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

◎その他

○宮崎教育長 次に、その他に入ります。

その他として、何かございますか。

○大杉教育企画課長 特にございません。

○宮崎教育長 それでは、ないということですので、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は3月1日、木曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の辞

○宮崎教育長 平成30年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時24分閉会